



大人の責任

大阪府青少年健全育成条例

青少年を健やかに育むために 社会全体で取り組んでいきましょう。

現在の青少年を取り巻く状況には厳しいものがあり、青少年の健全な成長を阻害する有害な情報や危険があふれるなど、さまざまな問題が生じています。

青少年が犯罪の被害に遭ったり、非行や犯罪を犯す背景に青少年の行動に対する大人の無関心さや大人自身の規範意識の低下が指摘されるなど、「大人の責任」が問われています。

次代を担う青少年が健やかに育つことは、私たち大人全ての願いです。

そのための取組みの一つとして、大阪府では大阪府青少年健全育成条例を制定し、社会環境づくりや青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を守るために必要な規制等について定めています。

青少年を支え、導くことは社会全体の責務であることを改めて自覚し、保護者・地域住民・学校・青少年健全育成団体・事業者など、全ての府民が一丸となって、青少年を健やかに育んでいきましょう。



※大阪府青少年健全育成条例における「青少年」とは、18歳未満の者をいいます。

この冊子において、大阪府青少年健全育成条例第13条に定める青少年に有害な図書類を「13条指定図書類」という。大阪府青少年健全育成条例第16条に定める青少年に有害な玩具刃物類を「16条指定玩具刃物類」という。大阪府青少年健全育成条例第3条第7号に定める有害役員営業を「3条7号規定役員営業」という。大阪府青少年健全育成条例第3条第8号に定める店舗型有害役員営業を「3条8号規定店舗型役員営業」という。なお、条例第3条は24ページ、第13条は27ページ、第16条は29ページに掲載しています。



大阪府青少年健全育成条例 目次

平成30年改正

…平成30年3月に改正した項目です。

平成31年改正

…平成31年3月に改正した項目です。

令和2年改正

…令和2年3月に改正した項目です。

令和6年改正

…令和6年6月に改正した項目です。

序章

- ・青少年を健やかに育むために _____ 1

社会環境の整備

青少年の健全な育成に向けた社会環境づくりを社会全体で推進するために、必要な規制について定めています。

- ・13条に定める図書類の指定及び販売等の禁止 _____ 3
- ・広告物に対する措置命令
- ・13条指定図書類の区分陳列 _____ 5
- ・16条に定める玩具刃物類の指定及び販売等の禁止 _____ 7
- ・16条指定玩具刃物類に対する勧告及び命令等
- ・図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けの届出等 _____ 9
- ・自動販売機等への13条指定図書類の収納の禁止
- ・設置場所に係る努力義務
- ・物品の買受け、質受け等の禁止 _____ 10
- ・着用済み下着の買受け等の禁止
- ・夜間営業を行う施設への立入制限等 _____ 11
- ・夜間に外出させない保護者の努力義務 _____ 12
- ・夜間の連れ出し等の禁止
- 平成30年改正
- ・3条7号規定役務営業に関する規制 _____ 13
- ・インターネット上の青少年に有害な情報に係る努力義務 _____ 15
- 平成30年改正
- ・携帯電話端末等による青少年に有害な情報の閲覧の防止措置 _____ 17
- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告及び公表
- ・出会い系サイト広告における図書類発行業者の努力義務 _____ 18

健全な成長を阻害する行為からの保護

青少年の健全な成長を阻害する行為から、青少年を守るために必要な規制について定めています。

- 令和2年改正
- ・淫らな性行為、わいせつな行為の禁止 _____ 19
- 平成31年改正
- ・勧誘行為の禁止／児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止
- ・場所の提供の禁止
- 令和6年改正
- ・子どもの性的虐待の記録に係る努力義務 _____ 20

青少年を取り巻く大人の責務

社会全体で青少年を健全に育むために、それぞれの立場からの責務について定めています。

- ・青少年健全育成のための施策の策定・実施 _____ 21
- ・規範意識の向上に関する保護者等の責務 _____ 22
- ・青少年健全育成団体等への協力要請
- ・自主規制規約

大阪府青少年健全育成条例・施行規則

見せない

13条に定める図書類の指定及び販売等の禁止

条例第13・14条

図書類の販売、貸付け又は閲覧・視聴させることを業とする者は、第13条第1項および第2項のいずれかに規定する図書類（以下「13条指定図書類」）を青少年に販売・貸付・頒布・贈与若しくは青少年の物品と交換又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはなりません。

違反した場合 30万円以下の罰金

また何人も、上記で禁止されていることを行わないよう努めなければなりません。

13条指定図書類とは

個別指定

大阪府青少年健全育成審議会の答申をうけて個別に指定します。(第13条第1項)

- 青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもの
- 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、青少年の健全な成長を阻害するもの
- 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあり、青少年の健全な成長を阻害するもの

包括指定

一定基準を満たすものは審議会の答申を経ず、13条指定図書類とします。(第13条第2項)

■ 書籍・雑誌等

全裸又は半裸での卑わいな姿態、性交又はこれに類する性行為で下記の内容を掲載するページ(表紙含む)の数が、総ページ数の1/10以上又は合わせて10ページ以上を占めるもの。

■ ビデオテープ・CD-ROM・DVD等

全裸又は半裸での卑わいな姿態、性交又はこれに類する性行為で下記の内容を描写した場面が合わせて3分を超えるもの。

団体指定

図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で、知事が指定するものが審査し、青少年の閲覧、視聴等を不適当と認めたもの(P4のマーク)

第13条第2項で定めている基準

- 1 全裸又は半裸での卑わいな姿態で、次に掲げるもの(陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。)
 - (イ) 陰部又は陰毛を露出し、又は強調した姿態 (ロ) でん部を露出し、又は強調した姿態 (ハ) 自慰の姿態
 - (ニ) 女性の排せつの姿態 (ホ) 陰部、胸部又はでん部へのせつぶん又はこれらへの愛ぶの姿態
- 2 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるもの(陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。)
 - (イ) 性交又は性交を明らかに連想させる行為 (ロ) サディズム又はマゾヒズムによる性行為
 - (ハ) 不同意わいせつ行為 (ニ) 不同意性交等又は不同意性交等を明らかに連想させる行為

広告物に対する措置命令

条例第22条

道路や公衆の通行に利用される場所から、見えるように表示された広告物が大阪府青少年健全育成条例第13条第1項のいずれかに該当するときは、広告主又は管理する者に対し、期限を定めて、広告物の内容を変更するなどの命令を行います。

違反した場合 30万円以下の罰金

3

18歳未満の方に対して、ここに陳列してある雑誌等を販売したり閲覧させることは禁止されています。

はっきりと
掲示してください

これらのマークがついたビデオテープやDVD、家庭用ゲームソフト、パソコンソフト等は13条指定図書類となります。



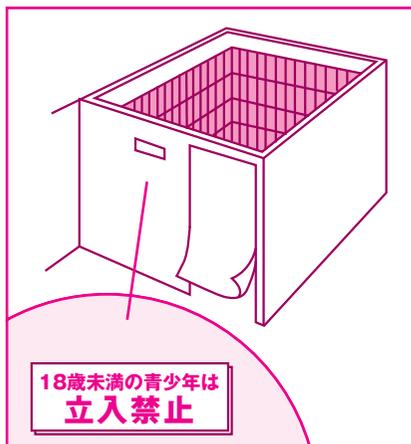
13条指定図書類を青少年に見せない

13条指定図書類の区分陳列

条例第15条

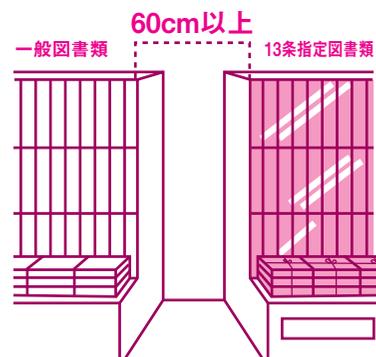
図書類の販売、貸付け又は閲覧・視聴させることを業とする者は、下図のいずれかの方法により13条指定図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。

1 青少年を自由に入出入りさせないための間仕切り等で仕切り、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列する。

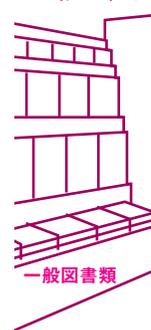


2 ビニール包装、ひも掛けその他これらに準ずるも容易に閲覧できない状態にし、次のイ～二の方法

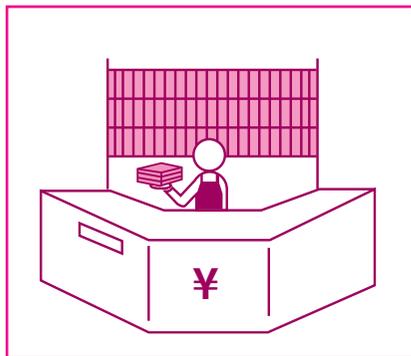
イ 他の陳列棚と60cm以上離して設置した棚に、陳列する。



ロ 10cm以上（透けて限る）を



3 図書類の販売、貸付け、又は閲覧等に従事する者が常駐するカウンターの上、又は内部に図書類を購入等する者が13条指定図書類に直接触れることができない状態にして陳列する。



2 の方法で陳列する場合ビニール包装、ひも掛け、テープによる2点留めが必要です。



のとして知事が認める方法により、
法により陳列する。

上張り出す仕切り板
見えない材質のものに
設け、その間に陳列する。

13条指定図書類

10cm以上

ハ 床面から150cm以上の高さの
位置に背表紙のみが見えるよう
にして陳列する。

13条指定図書類

150cm以上

一般図書類

ニ 図書類の販売又は貸付けに従
事する者が常駐する場所から
5m以内にあり、当該者が直接見
て監視できる場所に陳列する。

5m以内

一般図書類

13条指定図書類

13条指定図書類を陳列する場所には、青少年に販売、貸付け、閲覧等させることができない旨を見やすいように掲示しなければなりません。

■ 掲示例

大阪府青少年健全育成条例により、
18歳未満の方に対して、ここに陳列してある雑誌等を
販売したり閲覧させることは禁止されています。

これらのことに違反していると認められた場合、その事業者又は13条指定図書類を管理する者に対して期限を定めて改善の勧告を行い、従わない場合は、従わなかった者の氏名又は名称、勧告内容等を公表します。公表後、改善されない場合は命令を行います。

また、公表後1年以内に再度違反した場合は勧告、公表を経ず、命令を行います。

違反した場合30万円以下の罰金

持たせない

16条に定める玩具刃物類の指定及び販売等の禁止 条例第16・17条

玩具刃物類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすもののほか、いわゆる「大人のおもちゃ」も16条指定玩具刃物類となります。これらの16条指定玩具刃物類を青少年に対して販売、貸付けること等を禁止します。

大人のおもちゃ

- 性を露骨に表現し、又は容易に連想させる形状の玩具刃物類
- 専ら自慰行為又は性行為のために用いることが明らかである玩具刃物類

違反した場合 **30万円以下の罰金**

また何人も、上記で禁止されていることを行わないよう努めなければなりません。

16条指定玩具刃物類に対する勧告及び命令等 条例第18条

玩具刃物類の販売等を業とする者は、16条指定玩具刃物類（大人のおもちゃに限る）を下図の方法により陳列しなければなりません。

問仕切り等で仕切り、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列する。



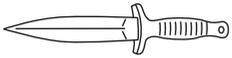
18歳未満の青少年は
立入禁止

違反した場合、その事業者に対して期限を定めて陳列場所・方法などを変更するよう勧告します。また、勧告に従わなかった場合は、その勧告に従うよう命令を行います。

違反した場合 **30万円以下の罰金**

有害なものを
持たせないで

既に指定されている16条に定める玩具刃物類

品名	構造／機能
<p>玩具 空気銃</p> 	<p>レバー等をもって空気圧縮ポンプを作用し、圧縮された空気の利用して弾丸を発射させるもの</p> <p>当該玩具空気銃用の弾丸を装填し、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.69J/cm以上のもの <small>(告示) 昭59.12.19 大阪府告示 第1438号</small></p>
<p>バネ式銃</p> 	<p>レバー等をもってバネを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの</p> <p>当該バネ式銃用の弾丸を装填し、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.69J/cm以上のもの <small>(告示) 昭59.12.19 大阪府告示 第1438号</small></p>
<p>スリング ショット</p> 	<p>腕あてで固定し、握りから角状に出る二本の棒(ゴム固定金具等が付加されたものを含む。)に取り付けられたゴムの弾力を利用して、弾丸、矢その他これらに類する物(以下「弾丸等」という。)を発射させるもの</p> <p>当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.69J/cm以上のもの <small>(告示) 昭59.12.19 大阪府告示 第1438号</small></p>
<p>玩具 手錠</p> 	<p>金属又はプラスチックで作られ、手の自由を拘束することが可能な内径のちようつがい式二輪の各輪を相互に連結した形状を有するものであって、特定の鍵によってのみ解錠(かいけん)可能なもの(回転止め装置を有するものを含む。)</p> <p>手の自由を拘束する <small>(告示) 昭59.12.19 大阪府告示 第1438号</small></p>
<p>モデル あいくち</p> 	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第104条に規定するあいくちに著しく類似した形態を有するもの</p> <p>刃はないが先端が鋭利であり、殺傷能力を有する <small>(告示) 昭59.12.19 大阪府告示 第1438号</small></p>
<p>圧縮ガス銃 圧縮ガス拳銃</p> 	<p>密閉容器に充填された圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの</p> <p>当該圧縮ガス銃及び圧縮ガス拳銃用の弾丸を装填し、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.69J/cm以上のもの <small>(告示) 昭61.4.4 大阪府告示 第546号</small></p>
<p>スリング ピストル</p> 	<p>プラスチック製等の握りの上部に接続して設けられた円筒に固定された袋型ゴムの弾力を利用して、弾丸その他これらに類する物(以下「弾丸等」という。)を発射させるもの</p> <p>当該スリングピストルの袋型ゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.69J/cm以上のもの <small>(告示) 昭61.4.4 大阪府告示 第546号</small></p>
<p>特殊警棒</p> 	<p>金属製の伸縮式護身具で、通常は握り部分に突出部が収納されているが、使用に際し強く振ると、当該部分が飛び出す構造になっているもの</p> <p>伸長した状態で人体に対して打撃を加えた場合、殺傷能力を有する <small>(告示) 昭61.10.31 大阪府告示 第1463号</small></p>
<p>バタフライ ナイフ</p> 	<p>さやが刃体との接合部を軸として、刃体のみね側の部分と刃先側の部分の二つに分かれることにより開刃され、分かれたさやがそれぞれ半回転し、柄を兼ねるナイフ</p> <p>開刃した状態で人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する <small>(告示) 平10.4.1 大阪府告示 第564号</small></p>
<p>両刃ナイフ (ダガーナイフ等)</p> 	<p>鑷(しのぎ)を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの <small>(告示) 平20.9.25 大阪府告示 第1691号</small></p> <p>※銃刀法改正(平成21年1月5日施行)により刃渡り5.5cm以上の剣(両刃のナイフ)が所持禁止になりました。</p>
<p>クロスボウ</p> 	<p>銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるもの</p> <p>当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.69J/cm以上のもの <small>(告示) 令2.10.9 大阪府告示 第1532号</small></p>

(注)玩具空気銃、バネ式銃、スリングショット、圧縮ガス銃、圧縮ガス拳銃、スリングピストル、クロスボウの機能は、銃口等から約3mの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものに相当します。

販売しない

図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けの届出等

条例第19条

図書類又は、玩具刃物類の販売・貸付を、自動販売機・自動貸出機により行おうとする者は、あらかじめ規則で定める事項を知事に届け出なければなりません。

また届出内容の変更や販売・貸付をやめたときも、届け出なければなりません。

※上記の届出を行い交付された表示票は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に貼り付けなくてはなりません。



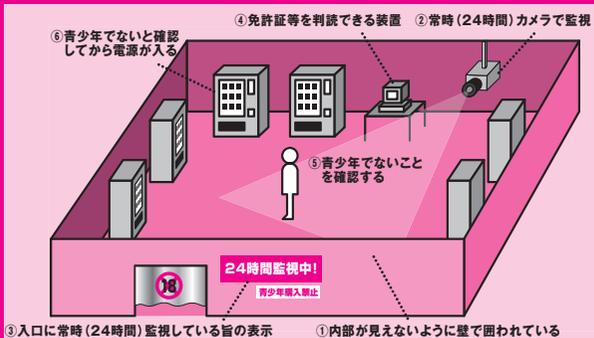
届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 料科

自動販売機等への13条指定図書類等の収納の禁止

条例第20条

事業者は、13条指定図書類又は16条指定玩具刃物類を自動販売機等に収納してはいけません。

すでに自動販売機等に収納した図書類等が13条指定図書類等に該当することとなったときは、直ちに13条指定図書類等を撤去しなければなりません。ただし、次のいずれかの場合は、本条例の適用除外となります。



- 1 法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置している場合 2 上図のすべての要件を満たしている場合

これらのことに違反した場合、その事業者に対して期限を定めて、13条指定図書類等の撤去を命令します。

違反した場合 30万円以下の罰金

設置場所に係る努力義務

条例第21条

学校(幼稚園及び大学を除く。)の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内には、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類等を収納する自動販売機等を設置しないように、努めなければなりません。

買わない

物品の買受け、質受け等の禁止

条例第23条

古物商は、青少年から物品を買い受けたり、売買の仲介をしてはいけません。

質屋は、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けてはいけません。

※青少年が保護者と同伴する場合、又は保護者の承諾を得ていると認められる場合を除きます。

違反した場合 30万円以下の罰金

- 古物商又は質屋は、物品の売却等又は質置き等を申し出た者が明らかに青少年でないこと認められる場合を除き、身分証明書等の提示を求める等の方法により、青少年でないことを確認しなければなりません。

着用済み下着の買受け等の禁止

条例第40・43条

何人も、青少年から着用済み下着（青少年がこれに該当すると告げたものも含まれます。）を買ったり、売却の依頼を受けたり、売買の仲介をしてはいけません。

また、このような行為が行われることを知って、その場所を提供してはいけません。

違反した場合 30万円以下の罰金



立ち入らせない

夜間営業を行う施設への立入制限等

条例第24条

遊技場（ゲームセンター）、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェの営業者は、夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
●16歳未満の者	午後7時～翌日の午前5時
●16歳未満の者で保護者同伴の場合 ●16歳未満の者に、保護者の承諾を得た指導者の監督のもと、ボウリング競技又はその練習を行わせる場合 ●16歳以上18歳未満の者	午後10時～翌日の午前5時

違反した場合 30万円以下の罰金

夜間立入制限施設の営業者は、入口の見やすいところに、青少年の立入制限の掲示をしなければなりません。

■揭示例

大阪府青少年健全育成条例により、次のとおり夜間の青少年の入場をお断りいたします。

16歳未満の方	午後7時から翌日の午前5時まで
16歳未満で保護者が同伴されている方 16歳以上18歳未満の方	午後10時から翌日の午前5時まで

このため、当店ではお客様の年齢を確認させていただくことがあります。
皆様のご協力をお願いします。

違反した場合 10万円以下の罰金

夜間に営業を行う者（コンビニエンスストア等）は、上記の時間帯に施設・敷地内にいる青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。

外出させない

夜間に外出させない保護者の努力義務

条例第25条

保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

対象となる青少年の区分

外出させてはならない時間帯

- | | |
|---------------|---------------|
| ●16歳未満の者 | 午後8時～翌日の午前4時 |
| ●16歳以上18歳未満の者 | 午後11時～翌日の午前4時 |

夜間の連れ出し等の禁止

条例第41条

何人も、保護者の承諾等を得ずに夜間(上記の時間帯)に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。

(電話、メール等での呼び出しによる場合も含まれます。)

違反した場合 30万円以下の罰金

夜間には
危険がいっぱい!

青少年が夜間に外出し、犯罪の被害者、加害者となるケースが後を絶ちません。また、犯罪に巻きこまれる青少年の低年齢化が進んでいます。青少年の夜間外出の原因に保護者の無関心があげられます。「何時に家に戻ったかわからない。」「塾が何時ごろ終わるのかわからない。」そんな保護者の無関心さが青少年を外に追いやってしまうこともあるのです。青少年を犯罪の被害者、加害者にしないためにも夜間は外出させないように努めましょう。

家族と過ごす
時間を
大事にしたいな

近づけさせない

いわゆる「JKビジネス」とは、女子高校生等が接客サービスをすることを売り物とする営業形態です。青少年に悪影響を及ぼすおそれがあるものとして、次のような営業を「3条7号規定役務営業」と定義し、これに必要な規制を行います。

平成30年改正

3条7号規定役務営業（店舗型・無店舗型）

条例第3条

次のような営業形態
であって、客の性的
好奇心をそそるお
それがあるもの

いわゆる「リフレ」



専ら異性の客に接触し、又は
接触させる役務を提供する営
業

いわゆる
「撮影、見学・作業所」



専ら客に異性の姿態を見せる
役務を提供する営業

いわゆる
「コミュニケーション」



専ら異性の客に、従業員との
会話の機会を提供し、又は従
業員と遊興をさせる営業

いわゆる「散歩」



従業員を専ら異性の客に同伴
させる営業

いわゆる「喫茶、
ガールズバー・居酒屋」
(店舗型のみ)



飲食営業のうち、水着、下着そ
の他露出が高い衣服を従業
員に着用させる等の営業

※風適法に基づく許可又は届出が必要な営業を含みます。

3条7号規定役務営業を営む者の禁止行為等

条例第26条

3条7号規定役務業者が次の行為を行うことを禁止します。

- 青少年を接客業務に従事させること
- 青少年を客として立ち入らせること(無店舗型の場合は、青少年を客とすること)
違反した場合 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 3条7号規定役務業者は、広告宣伝の際に、青少年の営業所への立ち入りを禁止する旨(無店舗型の場合は、青少年が客となることを禁止する旨)を明示しなければなりません。
- 3条8号規定店舗型役務業者は、営業所の入口の見えやすいところに青少年の立ち入りを禁止する旨の掲示をしなければなりません。

3条7号規定役務営業に係る勧誘行為等の禁止

条例第27条

何人も次の行為を行ってはけません。

青少年に対して「3条7号規定役務営業」の…

- 接客業務に従事するよう勧誘すること
- 客となるよう勧誘すること
- 広告文書等を配布すること

青少年に「3条7号規定役務営業」の…

- 接客業務に従事するよう勧誘させること
- 客となるよう勧誘させること
- 広告文書等を配布させること

違反した場合 30万円以下の罰金

従業者名簿の備付け義務

条例第28条

- 3条7号規定役務業者は、従業者の氏名、住所、生年月日等を記載した従業者名簿を備付け、退職後も3年間保存しなければなりません。

違反した場合 10万円以下の罰金

3条7号規定役務営業の営業停止命令等

条例第29条

知事は、3条7号規定役務業者等が上記の禁止行為に違反した場合は、

6月を限度とする営業停止命令及び店舗名等の公表をすることができます。

命令に違反した場合 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

アクセスさせない

インターネット上の青少年に有害な情報に係る努力義務

条例第31条

●保護者の努力義務

保護者は、携帯電話やパソコンなどの端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングソフトの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報（以降「有害情報」という。）の視聴を防止するよう努めなければなりません。また、保護者自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければなりません。

●事業者の努力義務

端末装置の販売又は貸付けを業とする者（パソコン・携帯電話の販売等）及びインターネット接続役務提供事業者（インターネットプロバイダ等）は、その事業活動を行うに当たっては、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧等することを防止するために、フィルタリングソフトに関する情報等、必要な情報を提供するように努めなければなりません。

●インターネット利用環境の整備

学校、図書館等の公共施設や、インターネットカフェなど不特定多数の人が利用できるパソコンを設置する者は、青少年がそのパソコンでインターネットを利用するときは、フィルタリングソフトの活用等適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報の視聴を防止するよう努めなければなりません。



サイトの利用

軽い気持ちが加害者に
知らないうちに被害者に

携帯電話 使いすぎは
学習や健康のさまたげ

フィルタリングソフトとは

インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択できる機能を有するソフトウェアのことをフィルタリングソフトといいます。

フィルタリングには、①市販のフィルタリングソフトを購入し、パソコンにインストールする、②ブラウザ（Microsoft Internet Explorerなどのウェブページ閲覧ソフト）の中のフィルタリング機能を設定する、③加入しているプロバイダのフィルタリングサービスを利用する等の方法があります。

また、携帯電話会社には、青少年インターネット環境整備法により、フィルタリングサービスの利用を条件として携帯電話を販売することが義務付けられています。（平成21年4月より）

フィルタリング紹介サイト

総務省「フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）をご存知ですか？」

▶ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html

（一社）電気通信事業者協会「有害サイトアクセス制限サービス」

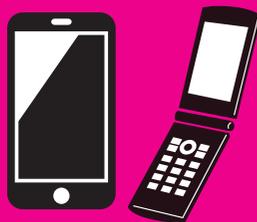
▶ <http://www.tca.or.jp/mobile/filtering.html>

携帯電話

持つ前に 持たせる前に話し合い

ケータイのフィルタリング
子どもを守る すぐれもの

厳格化



平成30年改正

携帯電話端末等による青少年に有害な情報の閲覧の防止措置

条例第33条

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話事業者及び契約代理店）は、携帯電話端末等（※）の利用者が青少年である携帯電話インターネット接続役務提供契約の締結をしようとする際に、以下の手続きを行わなければなりません。

（※）携帯電話端末等とは、いわゆるガラケー、スマートフォン、携帯電話回線を利用してインターネットに接続可能なタブレット、携帯ゲーム機、PHS等が該当します。

携帯電話端末等の利用者が青少年である場合

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

保護者又は契約締結者の青少年に以下について説明し、説明書を交付しなければなりません。

- ① 有害情報を閲覧する可能性がある旨
- ② フィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置の必要性と内容
- ③ フィルタリングサービスを利用しない場合の危険性

（青少年インターネット環境整備法第14条各号）

説明書の交付は電磁的方法により行うこともできます。（メール送信、WEBページ表示等）

保護者がフィルタリングサービス、フィルタリング有効化措置を利用しない場合

フィルタリングサービスに加入・フィルタリング有効化措置を実施

保護者

- ・フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者へ提出
- ・フィルタリング有効化措置を利用しない理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等へ提出

書面の提出は電磁的方法により行うこともできます。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

下記のいずれかの条件を満たすまで書面を適切に保存・管理を行ってください。

- ① 契約終了・解除の場合
- ② 利用者が18歳に達した場合

書面の保存は電磁的方法により行うこともできます。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告及び公表

条例第34条

事業者が上記の事項に違反していると認められた場合、必要な措置をとるよう勧告します。また、勧告に従わなかった場合は、該当する事業者の氏名又は名称、住所、勧告内容を公表します。

青少年に出会い系サイトを

利用させない

無届業者の広告を掲載させない

出会い系サイト広告における図書類発行業者の努力義務

条例第37条

図書類の発行を業とする者は、発行する図書類にいわゆる出会い系サイト事業に係る広告を掲載する場合は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（いわゆる出会い系サイト規制法）に基づく届出業者かどうかを確認し届出がされていない場合は掲載しないように努めなければなりません。

「出会い系サイト」を利用した結果、18歳未満の少年少女が犯罪に巻き込まれるケースが現在も後を絶ちません。また、そのほとんどを中高生が占めています。こういった被害を減らすためにも、大人が努力しましょう。



インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（いわゆる出会い系サイト規制法）

「児童」とは18歳に満たないもので、大阪府青少年健全育成条例の「青少年」と同じです。

- 事業の届出
事業を行おうとする者は、都道府県公安委員会に届出をしなければなりません。
- 児童の利用禁止の明示
- 事業者が広告又は宣伝を行う場合、児童が利用してはならない旨を表示しなければなりません。特に、電子メールにより行う場合には、メール表題部に「18禁」と明記することが義務づけられています。
- 児童でないことの確認
事業者は、異性交際希望者（サイト利用希望者）が児童でないことの確認を下記のいずれかの方法により行わなければなりません。
 - ・ サイト利用希望者の運転免許証、健康保険証その他年齢又は生年月日を証するもので、年齢を確認する。
 - ・ クレジットカードによる支払など児童が通常利用できない方法によって料金を支払う旨の同意を受ける。

禁止

令和2年改正

淫らな性行為、わいせつな行為の禁止

条例第39条

何人も青少年に対して、次の行為を行ってははいけません。

- 青少年に金品などを渡して、又は約束をして性行為やわいせつな行為を行うこと。
- 青少年を威迫し欺き、困惑させるなど未成熟に乗じた不当な手段を用いて性行為やわいせつな行為を行うこと。青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又はそのような行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、性行為やわいせつ行為を行うこと。

違反した場合 **2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金**

平成31年改正

勧誘行為の禁止／児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

条例第42条

条例第42条の2

何人も、青少年に対して、次の行為を行ってははいけません。

- 着用済み下着を売却するように勧誘すること。
- 接待飲食等営業（風適法第2条第4項に規定するキャバレー、喫茶店、バー等）又は、性風俗関連特殊営業（風適法第2条第5項に規定するファッションヘルス等）において、接客業務に従事するように勧誘すること。
- 接待飲食等営業のうち、風適法第2条第1項第1号に該当する営業（キャバレー等）の客となるように勧誘すること。
- 児童ポルノ等（児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めること。

違反した場合 **30万円以下の罰金**

場所の提供の禁止

条例第43条

何人も次の行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのための場所を提供してはいけません。

- 大阪府青少年健全育成条例の第39条各号に掲げる行為。
- 覚せい剤の使用。
- 毒物および劇物を摂取・吸入したり、させたりする行為。

違反した場合 **50万円以下の罰金**

「子どもの性的虐待の記録」を

阻害行為からの保護

製造・販売・所持しない

令和6年改正

子どもの性的虐待の記録に係る努力義務

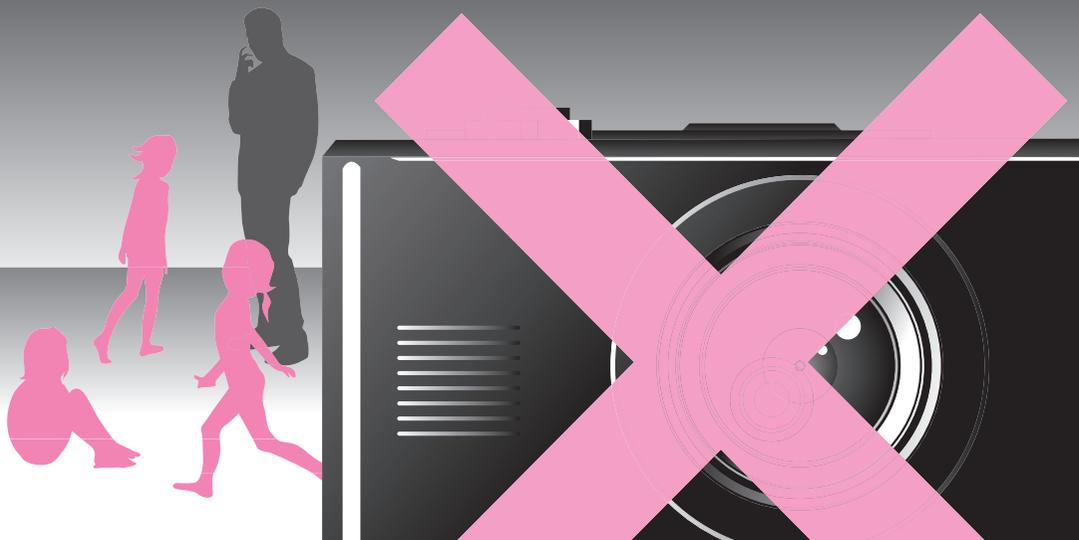
条例第44条

事業者及び保護者は、子どもに対する性的虐待にあたる行為を記録した写真や映像などを、製造したり、販売しないよう努めなければなりません。

また何人も、子どもの性的虐待の記録を所持しないよう努めなければなりません。

子どもの性的虐待の記録の定義

- 不同意わいせつ行為、不同意性交等又は刑法第179条の規定に該当する行為
- 児童福祉法第34条第1項第6号に掲げる行為
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第2項に規定する児童買春
- 児童虐待の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる行為及び同法第3条の虐待
- 大阪府青少年健全育成条例第39条各号に掲げる行為
- 16歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿勢をとらせる行為
- 16歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿勢をとらせる行為



社会全体で 取り組んでいきましょう

大阪府は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を実施する際には、市町村、保護者、地域住民、学校、青少年の健全な育成に関する活動を行う団体と連携・協力することで、社会全体で青少年の健全育成に取り組むことを明確化しています。

青少年健全育成のための施策の策定・実施 条例第4条

●府の責務

府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、実施します。また府は、施策の実施に当たっては、保護者、地域住民、学校並びに青少年健全育成団体と連携し協力を行います。



規範意識の向上に関する保護者等の責務 条例第5・6・7条

●保護者の責務

保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にすることを醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければなりません。

●青少年の健全な育成に関する活動を行う者の責務

青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければなりません。

●事業者の責務

事業者は自らの営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければなりません。

●府民の責務

府民は、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を保護するよう努めなければなりません。

青少年健全育成団体等への協力要請 条例第49条

知事は、次に掲げる事項について、青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体に協力を求めることができる。

- (1) この条例に規定する事項についての普及及び啓発
- (2) この条例の規定による規制に関する調査の実施

地域
住民

事業者

青少年
育成団体

自主規制規約

大阪府では条例による規制に加え、一律に定めることができないきめ細やかな基準や内容を、それぞれの業界の実情に応じて定めることができるよう、11業種については、遵守すべき基準について規約等を自ら設定するよう、営業者に積極的な協力を求めています。

条例第10条



大阪府青少年健全育成条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 社会環境整備のための規制等

第1節 営業に関する自主規制（第10条－第12条）

第2節 有害な図書類等の販売等の禁止等（第13条－第21条）

第3節 有害広告物に対する措置命令（第22条）

第4節 古物の買受け等の禁止（第23条）

第5節 夜間立入り制限等（第24条・第25条）

第6節 有害役務営業に関する規制（第26条－第30条）

第7節 インターネット利用環境の整備（第31条－第36条）

第8節 インターネット異性紹介事業に係る広告に関する規制（第37条・第38条）

第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止等

第1節 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止（第39条－第43条）

第2節 子どもの性的虐待の記録の製造等に関する規制（第44条－第46条）

第4章 雑則（第47条－第51条）

第5章 罰則（第52条－第61条）

附則

◆大阪府青少年健全育成条例

	昭和59年3月28日	大阪府条例第4号
一部改正	昭和59年12月22日	大阪府条例第57号
一部改正	平成3年12月20日	大阪府条例第42号
一部改正	平成12年3月31日	大阪府条例第54号
一部改正	平成15年3月25日	大阪府条例第18号
一部改正	平成16年3月30日	大阪府条例第26号
一部改正	平成17年10月28日	大阪府条例第110号
一部改正	平成19年12月26日	大阪府条例第92号
一部改正	平成20年12月24日	大阪府条例第85号
一部改正	平成22年11月4日	大阪府条例第64号
一部改正	平成23年3月22日	大阪府条例第10号
一部改正	平成26年10月31日	大阪府条例第138号
一部改正	平成28年6月17日	大阪府条例第73号
一部改正	平成29年11月13日	大阪府条例第79号
一部改正	平成30年3月28日	大阪府条例第6号
一部改正	平成31年3月20日	大阪府条例第7号
一部改正	令和2年3月27日	大阪府条例第7号
一部改正	令和2年5月29日	大阪府条例第55号
一部改正	令和3年10月15日	大阪府条例第54号
一部改正	令和6年3月27日	大阪府条例第26号
一部改正	令和7年3月27日	大阪府条例第2号

前文

青少年が健やかに育つことは、府民全ての願いである。我々は、青少年自らが、たくましい自立の力、やさしい心、豊かな創造性を身につけて、互いに助けあい、社会の発展と人類の幸福に貢献する人間に成長することを心から希望し、期待する。

同時に、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、彼らを支え、導くことは、社会全体の責務であることを改めて自覚するものである。

我々は、大阪の誇る自由と進取の伝統を大切にしつつ、府民の全てが、それぞれの立場で心身ともに健やかな青少年を育成することを努力したい。

ここに新たな決意をもって、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 青少年は、社会の一員として尊重され、かつ、良好な環境の中で心身ともに健全に成長するよう家庭、学校、地域社会その他あらゆる生活の場において配慮されなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 18歳未満の者をいう。
- 二 図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真並びにレコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク、映画フィルム、スライドその他これらに類するものをいう。
- 三 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- 四 玩具刃物類 玩具、刃物及びこれらに類するものをいう。
- 五 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものという。
- 六 飲食店営業 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を除く。）をいう。
- 七 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。
- 八 店舗型有害役務営業 次のいずれかに掲げる営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるものをいう。
 - イ 店舗を設け、当該店舗において専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
 - ロ 店舗を設け、当該店舗において専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業
 - ハ 店舗を設け、当該店舗において専ら異性の客に、営業に従事する者との会話の機会を提供し、又は営業に従事する者と遊興をさせる営業
 - ニ 店舗を設け、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる営業
 - ホ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業のうち、客に接する業務に従事する者に、水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きい服装をさせ、又は着衣内の下着を客が見ることができるといえるような姿態をさせるもの
- 九 無店舗型有害役務営業 次のいずれかに掲げる営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあり、事務所、受付所（当該営業に係る役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）、当該営業（事務所又は受付所を設けないものに限る。）の受付を行うために用いる通信端末機器の存する場所又は当該営業に従事する者で客の依頼に応じて派遣されるものと当該客とが接する場所が府の区域内にあるものをいう。
 - イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - ハ 専ら異性の客に、営業に従事する者との会話の機会を提供し、又は営業に従事する者と遊興をさせる営業で、当該会話し、又は遊興する者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - ニ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(府の責務)

第4条 府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 府は、前項の施策の実施に当たっては、保護者（親権を行う者、未成年後見人及び児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）、地域住民、学校並びに青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体と連携及び協力を行うものとする。

（営業を営む者の責務）

第5条 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の営業を営む者は、その営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

（保護者等の責務）

第6条 保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にすることを醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければならない。

- 2 青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境を創ることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（府民の責務）

第7条 府民は、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

（府の基本施策等）

第8条 府は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 一 青少年が互いに友情や連帯を深めるようスポーツ、文化及び社会参加の活動を促すこと。
 - 二 青少年が諸外国の青少年と友好を深め、その視野を広げるよう国際交流を盛んにすること。
 - 三 青少年が健やかに育つよう心の通った地域社会づくりを進めること。
 - 四 青少年が愛情をもって生まれ、豊かな心を養うようあたたかな家庭づくりを助けること。
 - 五 青少年が自然と親しむ場や身近に集う場を整備し、その活用を図ること。
 - 六 青少年が情報社会において自律性や自主性をもって対応できるようにするための取組を推し進めること。
 - 七 青少年の健やかな成長にふさわしい環境を創り、青少年の非行を未然に防ぐための活動を推し進めること。
 - 八 青少年の規範意識を醸成するための取組を推し進めること。
- 2 知事は、前項の施策の実施についての総合的な計画を策定しなければならない。

（適用上の注意）

第9条 この条例は、府民の自主的な活動を尊重しつつ青少年の健全な育成を図ろうとするものであって、これを濫用し、表現の自由その他この条例の規定の適用を受ける者の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 社会環境整備のための規制等

第1節 営業に関する自主規制

（自主規制の規約の設定等）

第10条 次に掲げる者又はその組織する団体は、当該者がその営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないようにするために遵守すべき基準についての協定又は

規約（以下「自主規制の規約等」という。）を締結し、又は設定するよう努めなければならない。

- 一 図書類の販売又は貸付けを業とする者
 - 二 興行を主催する者又は興行場を経営する者
 - 三 玩具刃物類の販売を業とする者
 - 四 飲食店営業を営む者
 - 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者（風適法第2条第1項第4号に掲げる営業を営む者を除く。）
 - 六 自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に掲げる自動車及び同項第10号に掲げる原動機付自転車をいう。以下この号において同じ。）の販売、貸付け若しくは整備又は自動車等の部品の販売を業とする者
 - 七 設備を設けて客にボウリングを行わせることを業とする者
 - 八 個室を設けてカラオケ装置（再生した伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）を設置して客の利用に供することを業とする者
 - 九 図書類を閲覧し、若しくは視聴させること又はインターネットを利用することができる端末装置（以下「端末装置」という。）を設置して客の利用に供することを業とする者
 - 十 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商（以下「古物商」という。）
 - 十一 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋（以下「質屋」という。）
- 2 前項に規定する者（以下「自主規制対象業者」という。）又はその組織する団体は、自主規制の規約等を締結し、又は設定したときは、速やかに、当該自主規制の規約等の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る自主規制の規約等を廃止したときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の規定による届出があった場合には、速やかに、その届出事項を公示しなければならない。

（府の要請）

- 第11条** 知事は、自主規制対象業者又はその組織する団体が自主規制の規約等を締結し、又は設定していない場合において、青少年の健全な育成上必要があると認めるときは、当該自主規制対象業者又はその組織する団体に対して、自主規制の規約等を締結し、又は設定するよう要請することができる。
- 2 知事は、自主規制対象業者又はその組織する団体が締結し、又は設定した自主規制の規約等が前条第1項の目的に適合していない場合において、青少年の健全な育成上必要があると認めるときは、当該自主規制対象業者又はその組織する団体に対して、当該自主規制の規約等の内容について必要な改善をするよう要請することができる。

（勧告）

- 第12条** 知事は、自主規制対象業者が自主規制の規約等を遵守していないと認めるときは、当該自主規制対象業者又はその者が所属している団体に対して、自主規制の規約等を遵守するよう、又はこれを遵守すべきことを指導するよう勧告することができる。

第2節 有害な図書類等の販売等の禁止等

（有害な図書類の指定）

- 第13条** 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。
- 一 青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に

掲げる基準に該当するもの

イ 陰部、陰毛若しくはでん部を露出しているもの（これらが露出と同程度の状態であるものを含む。）又はこれらを強調しているもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ロ 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での自慰の姿態又はこれらの状態での女性の排せつの姿態を露骨に表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ハ 異性間若しくは同性間の性行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現するもの又はこれらの行為を容易に連想させるもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ニ 変態性欲に基づく行為又は近親相かん、乱交等の背徳的な性行為を露骨に表現するものであること。

ホ 刑法（明治40年法律第45号）第177条の規定に該当する行為（以下「不同意性交等」という。）その他のりょう辱行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

二 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に掲げる基準に該当するもの

イ 殺人、傷害若しくは暴行又はこれらの行為による肉体の苦痛を残忍に、又は陰惨に表現するものであること。

ロ 動物を殺し、傷つけ、又は殴打する行為を残忍に、又は陰惨に表現するものであること。

ハ 殺人、傷害、暴行、動物の殺傷等の暴力的な行為を賛美し、又は扇動するような表現をするものであること。

三 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあり、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に掲げる基準に該当するもの

イ 殺人、傷害、暴行、窃盗その他の刑罰法令に触れる行為を行うようそそのかすような表現をするものであること。

ロ 殺人、傷害、暴行、窃盗その他の刑罰法令に触れる行為（これを直接の目的とする準備行為を含む。）の方法であって、青少年が模倣するおそれがあると認められるものを詳細かつ具体的に表現するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。ただし、その内容が主として読者又は視聴者の性的感情を刺激するものでない認められるものについては、この限りでない。

一 書籍、雑誌、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスクその他これらに類するもの（以下「書籍等」という。）であって、次に掲げるものを描写し、又は撮影した図画、写真等を掲載し、又は記録するページ（表紙を含む。以下同じ。）等の数が当該書籍等のページ等の総数の10分の1又は合わせて10ページ以上を占めるもの

イ 全裸又は半裸での卑わいな姿態で、次に掲げるもの（陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。）

(1) 陰部又は陰毛を露出し、又は強調した姿態

(2) でん部を露出し、又は強調した姿態

(3) 自慰の姿態

(4) 女性の排せつの姿態

(5) 陰部、胸部又はでん部へのせつぶん又はこれらへの愛ぶの姿態

ロ 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるもの（陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。）

し、又は塗りつぶしている場合を含む。)

- (1) 性交又は性交を明らかに連想させる行為
- (2) サディズム又はマゾヒズムによる性行為
- (3) 刑法第176条の規定に該当する行為（以下「不同意わいせつ行為」という。）
- (4) 不同意性交等又は不同意性交等を明らかに連想させる行為

二 ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスクその他これらに類するものであって、前号イ又はロに掲げるものを描写した場面が合わせて3分を超えるもの

三 図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で、規則で定めるところにより知事が指定するものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして青少年の閲覧、視聴又は聴取を不相当と認めたもの

- 3 知事は、第1項の規定により指定した図書類が同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しをしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。
- 5 第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の取消しは、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(有害図書類の販売等の禁止)

第14条 図書類の販売、貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、前条第1項の規定により指定された図書類及び同条第2項に規定する図書類（以下「有害図書類」という。）を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

- 2 何人も、有害図書類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないよう努めなければならない。

(有害図書類に対する勧告及び命令等)

第15条 図書類取扱業者は、規則で定める方法により、有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければならない。

- 2 知事は、図書類取扱業者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該業者又は有害図書類を管理する者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従わなかった者の氏名又は名称、住所及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の的行わなければならない。
- 5 知事は、第2項の規定による勧告を受けた者が、第3項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なおその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 6 知事は、第2項の規定による勧告を受けた者が、第3項の規定による公表の日から1年以内に第1項の規定に違反していると認めるときは、当該業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(有害な玩具刃物類の指定)

第16条 知事は、玩具刃物類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認め

るときは、当該玩具刃物類を青少年に有害な玩具刃物類として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な玩具刃物類とする。
 - 一 性器を露骨に表現し、又は容易に連想させる形状の玩具刃物類
 - 二 専ら自慰行為又は性行為のために用いることが明らかである玩具刃物類
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(有害玩具刃物類の販売等の禁止)

第17条 玩具刃物類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第1項の規定により指定された玩具刃物類及び同条第2項に規定する玩具刃物類（以下「有害玩具刃物類」という。）を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換してはならない。

- 2 何人も、有害玩具刃物類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換しないように努めなければならない。

(有害玩具刃物類に対する勧告及び命令等)

第18条 玩具刃物類の販売又は貸付けを業とする者は、有害玩具刃物類（第16条第2項に規定するものに限る。）を、青少年を自由に出入りさせないための間仕切り等により仕切り、かつ、内部を容易に見通すことができない場所に陳列しなければならない。

- 2 知事は、玩具刃物類の販売又は貸付けを業とする者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該者又は当該玩具刃物類を管理する者に対し、期限を定めて、当該玩具刃物類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けの届出等)

第19条 図書類又は玩具刃物類（以下「図書类等」という。）の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機又は自動貸出機（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売又は貸付けの操作ができるものを含む。以下「自動販売機等」という。）により図書类等の販売又は貸付けを行おうとするとき（自己の経営する店舗の店頭又は法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等を設置し、図書类等の販売又は貸付けを行おうとする者を除く。）は、あらかじめ当該自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）、当該自動販売機等の設置場所その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る販売又は貸付けをやめたときも、同様とする。

- 2 前項の規定による届出を行った者は、知事が交付する表示票を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けなければならない。この場合において、当該届出を行った者と当該届出に係る自動販売機等の所有者とが異なるときは、その所有者は、表示票のはり付けを拒んではならない。

(自動販売機等への有害図書类等の収納の禁止)

第20条 図書类等の販売又は貸付けを業とする者及び自動販売機等管理者は、有害図書類又は有害玩具刃物類（以下「有害図書类等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 図書类等の販売又は貸付けを業とする者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納した図書类等が有害図書类等に該当することとなったときは、直ちに有害図書类等を撤去しなければならない。

- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動販売機等については、適用しない。
 - 一 法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されているもの
 - 二 規則で定める方法により設置されているもので、青少年が購入又は借入れをすることができないもの
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類等を収納している者又はこれらを撤去しない者に対し、期限を定めて、有害図書類等の撤去を命ずることができる。

(設置場所に係る努力義務)

第21条 図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内においては、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類等を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

第3節 有害広告物に対する措置命令

第22条 知事は、道路その他公衆の通行の用に供する場所から見えるような方法で表示された広告物が第13条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、期限を定めて、当該広告物の内容の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第4節 古物の買受け等の禁止

(古物の買受け及び物品の買受け等の禁止)

- 第23条** 古物商は、青少年から古物（青少年が着用した下着（青少年がこれに該当すると告げたものを含む。以下「着用済み下着」という。）を除く。）を買受け、若しくは交換し、又は青少年から古物の売却若しくは交換の委託を受けてはならない。
- 2 質屋は、青少年から物品（着用済み下着を除く。）を質に取って、金銭を貸し付けてはならない。
 - 3 古物商又は質屋は、古物の売却等又は物品の質置き等を申し出た者について、身分証明書等の提示を求める等の方法により青少年でないことを確認しなければならない。ただし、当該申出を行った者が明らかに青少年でないことと認められる場合は、この限りでない。
 - 4 前3項の規定は、当該青少年が保護者と同伴する場合又は保護者の委託を受け、若しくはその承諾を得ていると認められる場合は、適用しない。

第5節 夜間立入り制限等

(夜間営業を行う施設への立入り制限等)

- 第24条** 第10条第1項第5号及び第7号から第9号までに掲げる者（同項第5号に掲げる者にあつては、風適法第2条第1項第5号に掲げる営業を営む者を除く。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に、青少年を当該施設に立ち入らせてはならない。
- 一 16歳未満の者 午後7時（保護者が同伴する場合その他規則で定める場合にあつては、午後10時）から翌日の午前5時まで
 - 二 16歳以上18歳未満の者 午後10時から翌日の午前5時まで
- 2 第10条第1項第5号及び第7号から第9号までに掲げる者は、前項各号のいずれかに定める時間に営業を営むときは、当該施設の入口等人の見やすい場所に、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間における青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。
 - 3 第1項各号のいずれかに定める時間に営業を営む者（第10条第1項第5号及び第7号から第9号までに掲げる者を除く。）は、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間において、当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、

帰宅を促すよう努めなければならない。

(保護者の努力義務)

第25条 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 一 16歳未満の者 午後8時から翌日の午前4時まで
- 二 16歳以上18歳未満の者 午後11時から翌日の午前4時まで

第6節 有害役務営業に関する規制

(有害役務営業を営む者の禁止行為等)

第26条 店舗型有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 営業所で青少年を客に接する業務に従事させること。
- 二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。
- 2 無店舗型有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
 - 二 青少年を客とすること。
- 3 有害役務営業を営む者は、当該営業に関する広告又は宣伝を行うに当たっては、青少年の営業所への立入りを禁止する旨（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、青少年が客となることを禁止する旨）を明らかにしなければならない。
- 4 店舗型有害役務営業を営む者は、当該営業所の入口等人の見やすい場所に、青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

(有害役務営業に係る勧誘行為等の禁止)

第27条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年を有害役務営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 二 青少年を有害役務営業の客となるように勧誘すること。
- 三 青少年に対し、有害役務営業に係る広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品（以下「宣伝文書等」という。）を頒布すること。
- 四 有害役務営業において客に接する業務に従事するように青少年に勧誘させること。
- 五 有害役務営業の客となるように青少年に勧誘させること。
- 六 宣伝文書等を青少年に頒布させること。

(従業者名簿)

第28条 有害役務営業を営む者は、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所、氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の場合において、店舗型有害役務営業を営む者にあつては営業所ごとに、事務所又は受付所を設けて無店舗型有害役務営業を営む者にあつては事務所又は受付所ごとに備え、及び記載しなければならない。

(有害役務営業の停止の命令等)

第29条 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、第26条第1項若しくは第2項又は第27条の規定に違反する行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(教育及び啓発)

第30条 府は、有害役務営業が青少年の健全な成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、青少年自らがそのことを認識し、及び行動することができるよう、健全な判断能力の育成に資する教育及び啓発活動の推進に努めるものとする。

第7節 インターネット利用環境の整備

(インターネット上の情報に係る努力義務)

- 第31条** 端末装置を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報（以下「有害情報」という。）の視聴を防止するよう努めなければならない。
- 2 端末装置の販売又は貸付けを業とする者及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この節において「法」という。）第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。
 - 3 保護者は、端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければならない。
 - 4 保護者は、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければならない。

(調査及び助言)

第32条 府は、前条の規定に基づく取組についての必要な調査及び助言を行うことができる。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置)

- 第33条** 法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、同項に規定する役務提供契約（以下「役務提供契約」という。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る法第2条第7項に規定する携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者（以下この条において「保護者」という。）である場合にあっては当該保護者に対し、法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）を利用しない場合の危険性を説明しなければならない。
- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、前項の青少年又は保護者に対し、同項の規定により説明した事項及び法第14条各号に規定する事項を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による交付については、同項に規定する説明書の交付に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用

する方法であって次に掲げるものをいう。)により行うことができる。

- 一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機と当該青少年又は保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する説明書に記載すべき事項を送信し、当該青少年又は保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - 二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する説明書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該青少年又は保護者の閲覧に供する方法
- 4 保護者は、法第15条ただし書の申出をするときは、フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下この条において同じ。)を法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。)に提出しなければならない。
- 5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により書面の提出があった場合に限り、フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結することができる。
- 6 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により役務提供契約を締結した場合には、当該役務提供契約の終了若しくは解除の日又は当該青少年が18歳に達した日のいずれか早い日までの間、第4項に規定する書面又はその写しを保存しなければならない。
- 7 前3項の規定は、法第16条ただし書の申出について準用する。この場合において、前3項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第4項及び第5項中「フィルタリングサービスを利用しない」とあるのは「法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない」と読み替えるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告及び公表)

- 第34条** 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第1項、第2項若しくは第7項において読み替えて準用する同条第5項若しくは第6項の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が同条第5項若しくは第6項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等又は当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、氏名又は名称、住所及びその勧告内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(調査)

第35条 府は、第33条の規定に基づく取組についての必要な調査を行うことができる。

(教育及び啓発)

第36条 府は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の育成を図るため、インターネットの利用に関する教育及び啓発活動の推進に努めるものとする。

第8節 インターネット異性紹介事業に係る広告に関する規制

(図書類発行業者の努力義務)

- 第37条** 図書類の発行を業とする者（以下「図書類発行業者」という。）は、発行する図書類にインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に係る広告を掲載する場合において、同条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者（以下「インターネット異性紹介事業者」という。）の同法第7条第1項の規定による届出の有無を確認するよう努めなければならない。
- 2 図書類発行業者は、前項の規定により届出がされていることを確認した場合を除き、発行する図書類に当該インターネット異性紹介事業者の広告を掲載しないよう努めなければならない。

(調査及び指導)

第38条 府は、前条の規定に基づく取組についての必要な調査及び指導を行うことができる。

第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止等

第1節 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止

(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第39条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）第2条第2項に該当するものを除く。）。
- 二 青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- 三 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

第40条 何人も、青少年から着用済み下着を買受け、若しくはその売却の委託を受け、又はその売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

(夜間の連れ出し等の禁止)

第41条 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、第25条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に当該青少年をその住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第42条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 着用済み下着を売却するように勧誘すること。
- 二 接待飲食等営業（風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。）又は性風俗関連特殊営業（同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 三 接待飲食等営業のうち、風適法第2条第1項第1号に該当する営業の客となるように勧誘すること。

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第42条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春・児童

ポルノ禁止法第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第43条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 第39条各号に掲げる行為
- 二 青少年から着用済み下着を買い受け、若しくはその売却の委託を受け、又はその売却の相手方を青少年に紹介する行為
- 三 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤の使用(同法第19条各号に掲げる場合の使用を除く。)
- 四 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取させ、若しくは摂取し、又は吸入させ、若しくは吸入する行為

第2節 子どもの性的虐待の記録の製造等に関する規制

(子どもの性的虐待の記録に係る努力義務)

第44条 事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により認識することができる方法により描写した写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物(以下「子どもの性的虐待の記録」という。)を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。

- 一 不同意わいせつ行為、不同意性交等又は刑法第179条の規定に該当する行為
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条第1項第6号に掲げる行為
- 三 児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第2項に規定する児童買春
- 四 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条第2号に掲げる行為及び同法第3条の虐待
- 五 第39条各号に掲げる行為
- 六 16歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
- 七 16歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

2 何人も、子どもの性的虐待の記録を所持しないよう努めなければならない。

(調査、指導及び助言)

第45条 府は、前条の規定に基づく取組についての必要な調査、指導及び助言を行うことができる。

(子どもの性的虐待の記録に係る周知)

第46条 府は、何人も子どもの性的虐待の記録を所持しないよう、子どもの性的虐待の記録に係る情報の周知に努めるものとする。

第4章 雑則

(審議会への諮問等)

第47条 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ大阪府青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。ただし、第3号、第6号及

び第8号に掲げる事項について、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- 一 第11条第2項の規定による府の要請
 - 二 第13条第1項各号に規定する基準の設定
 - 三 第13条第1項の規定による指定又は同条第3項の規定による指定の取消し
 - 四 第13条第2項第1号及び第2号に掲げる有害図書類の基準の設定
 - 五 第13条第2項第3号の規定による指定又はその取消し
 - 六 第16条第1項の規定による指定
 - 七 第22条の規定による命令
 - 八 第29条第1項の規定による命令
 - 九 第44条第1項に規定する子どもの性的虐待の記録に係る事項
 - 十 前条に規定する情報の周知の内容及び方法
- 2 審議会は、前項の規定による諮問に応じて答申するほか、前項各号に掲げる事項に関し知事に意見を述べることができる。
- 3 知事は、第1項ただし書の規定により審議会に諮問をせず、第13条第1項の規定による指定若しくは同条第3項の規定による指定の取消し、第16条第1項の規定による指定又は第29条第1項の規定による命令をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

(指定の要請)

第48条 何人も、第13条第1項の規定による指定をすることが適当と認めるときは、知事に対してその旨を要請することができる。

(青少年健全育成団体等への協力要請)

第49条 知事は、次に掲げる事項について、青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体に協力を求めることができる。

- 一 この条例に規定する事項についての普及及び啓発
- 二 第15条第1項の規定による規制その他のこの条例の規定による規制に関する調査の実施

(立入調査等)

第50条 知事は、第12条から第20条まで、第22条、第23条、第24条第1項若しくは第2項、第26条から第29条まで、第34条第1項又は第40条の規定の実施に必要な限度において、規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。

- 2 公安委員会は、第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第23条第1項から第3項まで、第24条第1項若しくは第2項、第26条から第29条まで又は第40条の規定の実施に必要な限度において、公安委員会規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査をする者は、第1項の規則で定める者は規則で、前項の公安委員会規則で定める者は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 前項に規定する者は、関係者の正常な営業を妨げてはならない。

(規則への委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

- 第52条** 第39条の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 第53条** 第29条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 第54条** 第26条第1項又は第2項第1号の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 第55条** 第43条第1号、第3号又は第4号の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第56条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 一 第14条第1項、第17条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第27条、第40条から第42条まで又は第43条第2号の規定に違反した者
 - 二 第15条第5項若しくは第6項、第18条第3項、第20条第4項又は第22条の規定による命令に違反した者
 - 三 第42条の2の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者
 - ロ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者
- 第57条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- 一 第24条第2項の規定に違反した者
 - 二 第28条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
 - 三 第50条第1項又は第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の資料の提供を拒み、若しくは虚偽の資料を提供した者（第12条の規定の実施に関する者を除く。）
- 第58条** 第19条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、科料に処する。
- 第59条** 第26条第1項若しくは第2項第1号、第27条（第3号を除く。）、第39条、第42条第2号若しくは第3号又は第43条第1号、第3号若しくは第4号の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第52条、第54条、第55条又は第56条第1号の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
- 第60条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第58条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料刑を科する。
- 第61条** この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。ただし、青少年が営む営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

附 則 略

附 則 （令和7年3月27日条例第2号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

◆大阪府青少年健全育成条例施行規則

	昭和59年10月22日	大阪府規則第 78号
一部改正	平成 4年 3月 6日	大阪府規則第 6号
一部改正	平成 6年 7月 1日	大阪府規則第 56号
一部改正	平成 9年 9月24日	大阪府規則第 75号
一部改正	平成12年 3月24日	大阪府規則第 7号
一部改正	平成15年 4月30日	大阪府規則第 77号
一部改正	平成15年 6月20日	大阪府規則第 84号
一部改正	平成17年11月11日	大阪府規則第167号
一部改正	平成19年12月26日	大阪府規則第118号
一部改正	平成21年 2月23日	大阪府規則第 5号
一部改正	平成22年12月28日	大阪府規則第 72号
一部改正	平成23年 3月22日	大阪府規則第 9号
一部改正	平成28年 3月30日	大阪府規則第 46号
一部改正	平成30年 3月29日	大阪府規則第 38号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府青少年健全育成条例（昭和59年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主規制の規約等に係る届出事項)

第2条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自主規制対象業者が条例第10条第1項に規定する協定を締結した場合にあっては、当該協定に参加した自主規制対象業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 自主規制対象業者の組織する団体が条例第10条第1項に規定する規約を設定した場合にあっては、当該団体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名
- 三 自主規制の規約等に参加している自主規制対象業者（以下「自主規制参加業者」という。）の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）並びに主たる事務所の所在地及び電話番号
- 四 自主規制参加業者の営業所の名称、所在地及び電話番号（自動販売機等（条例第19条第1項に規定する自動販売機等をいう。以下同じ。）により図書類等の販売又は貸付けを行う場合にあっては、当該自動販売機等の設置場所）
- 五 自主規制の規約等の内容及び実施年月日

(自主規制の規約等に係る届出)

第3条 条例第10条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

書類を提出して行わなければならない。

- 一 自主規制の規約等を締結し、又は設定した場合 自主規制の規約等設定（締結）届出書（様式第1号）
- 二 自主規制の規約等の届出に係る事項を変更した場合 自主規制の規約等変更届出書（様式第2号）
- 三 自主規制の規約等を廃止した場合 自主規制の規約等廃止届出書（様式第3号）

2 前項の書類の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。

(団体指定の公示)

第4条 条例第13条第2項第3号の規定による指定は、当該団体の名称及び住所並びに当該団体が図書類について青少年の閲覧、視聴又は聴取を不適当と認めた場合においてその旨を一般に周知させる方法を公示することにより行う。

(有害な図書類の指定及び指定の取消しに係る公示事項)

第5条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 図書類の種類
- 二 図書類の題名
- 三 発行し、又は制作した者の氏名又は名称
- 四 発行年月日又は制作年月日
- 五 指定又は指定の取消しの理由

(有害図書類の区分陳列の方法)

第6条 条例第15条第1項の規則で定める方法は、次項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。

- 一 青少年を自由に出入りさせないための間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に、条例第14条第1項に規定する有害図書類（以下「有害図書類」という。）を陳列すること。
 - 二 ビニール包装、ひも掛けその他これらに準ずるものとして知事が認める方法により有害図書類を容易に閲覧できない状態にし、次のイからニまでのいずれかに掲げる方法により陳列すること。
 - イ 有害図書類以外のものを陳列する棚と60センチメートル以上離して設置した棚その他これに準ずるものとして知事が認める方法により設置した棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - ロ 有害図書類から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透けて見えない材質のものに限る。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - ハ 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - ニ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐する場所から5メートル以内にあり、当該者が直接見て監視することができる場所に、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - 三 図書類の販売若しくは貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることに従事する者が常駐するカウンターの上又は内部に図書類を購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴しようとする者が図書類に直接触れることができない状態にして、有害図書類をまとめて陳列すること。
- 2 有害図書類を陳列する場所には、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧し、若しくは視聴させることができない旨を、見やすいように掲示しなければならない。

(有害ながん具刃物類の指定に係る公示事項)

第7条 条例第16条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 品名

- 二 構造
- 三 機能
- 四 指定の理由

(図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けに係る届出事項)

第8条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 自動販売機等の設置場所及びその周辺の区域の状況
- 三 自動販売機等の所有者、当該自動販売機等を管理する者及び当該自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 四 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- 五 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けの開始予定年月日

(図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けに係る届出)

第9条 条例第19条第1項の規定による届出は、自動販売機等ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- 一 自動販売機等により図書類等の販売又は貸付けを行おうとする場合 自動販売機等による販売等届出書（様式第4号）
 - 二 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けの届出に係る事項を変更した場合 自動販売機等による販売等変更届出書（様式第5号）
 - 三 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けをやめた場合 自動販売機等による販売等廃止届出書（様式第6号）
- 2 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けを行う者と当該自動販売機等の設置場所を提供する者が異なる場合（前項第1号又は第2号に掲げる場合に限る。）にあっては、前項各号に掲げる書類に自動販売機等の設置場所の提供に係る確認書（様式第7号）を添付しなければならない。
- 3 前2項の書類の提出部数は、正本1部及び写し2部とする。

(表示票)

第10条 条例第19条第2項の表示票は、大阪府青少年健全育成条例に基づく表示票（様式第8号）とする。

(自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止の適用除外)

第11条 条例第20条第3項第2号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 壁等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない場所に自動販売機等を設置すること。
- 二 前号の規定により自動販売機等が設置された場所（以下「自動販売機等設置場所」という。）に立ち入った者の状況を、電気通信設備を用いて継続して送信される画像（鮮明なものに限る。）によりモニター画面を通して、自動販売機等設置場所以外の場所（以下「監視所」という。）から常に監視すること。
- 三 自動販売機等設置場所の入口に、青少年の購入又は借入れを防止する目的で常に監視している旨を、見やすいように掲示すること。
- 四 当該自動販売機等設置場所に、身分証明書、運転免許証等（以下「身分証明書等」という。）から写真及び生年月日の情報を読み取り、当該情報を監視所に送信する装置を設置すること。

五 自動販売機等に収納された図書類等の購入又は借入れをしようとする者（以下「利用者」という。）の当該購入又は借入れの都度、当該利用者が青少年でないと明らかに認められる場合を除き、監視所において第2号の規定による監視をする者（以下「監視者」という。）が、前号に規定する装置の利用により、モニター画面を通して、当該利用者が青少年でないことの確認を行うこと。

六 青少年でないと確認された利用者が自動販売機等設置場所にいる間に限り、監視者が当該自動販売機等の操作を行うことにより、当該利用者が自動販売機等に収納されている図書類等の購入又は借入れができるようにすること。

（夜間営業を行う施設への立入制限の特例）

第12条 条例第24条第1項第1号の規則で定める場合は、条例第10条第1項第7号に掲げる者の営業の施設において、保護者の委託を受け、又は承諾を得た指導者の監督の下に、青少年がボウリング競技に参加し、又は当該競技のための練習を行う場合とする。

（従業者名簿）

第13条 有害役務営業を営む者は、有害役務営業に従事する者が退職した日から3年間は、当該者に係る従業者名簿を引き続き備えておかななければならない。

2 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 性別
- 二 採用年月日
- 三 従事する業務の内容
- 四 退職年月日

（立入調査を行う者）

第14条 条例第50条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 知事の事務部局において青少年関係事務を担当する職員のうちから知事が指定する者
- 二 教育庁において青少年関係事務を担当する職員のうちから知事が指定する者

（身分証明書）

第15条 条例第50条第3項の規則で定めるその身分を示す証明書は、身分証明書（様式第9号）とする。

附 則 略

附 則 （平成30年3月29日大阪府規則第38号）
この規則は、平成30年7月1日から施行する。

様 式 略



大阪府青少年健全育成条例

子どもたちを健やかに育てるために
ダメなものダメ! とハッキリ言える大人に。



大阪府

大阪府青少年健全育成条例に関する問い合わせ先

大阪府 福祉部 子ども家庭局 青少年支援課
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目/06-6944-9147

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090136/koseishonen/jorei/index.html>

■令和7年12月発行